桶川市学習支援室設置及び管理運営要綱

（令和５年４月１日教育長決裁）

（設置）

第１条　桶川市立中学校（以下「中学校」という。）における不登校及び不登校の傾向がある生徒（以下「生徒」という。）に対して、自立と学校生活への適応に向けて寄り添った関わりを持ち、生徒の学校及び教室への復帰を支援し、及び生徒の居場所づくりを行うため、学習支援室を設置する。

（設置場所等）

第２条　学習支援室は、各中学校内に設置し、各中学校長が管理する。

（開室日及び開室時間）

第３条　学習支援室の開室日は各中学校の課業日とし、開室時間は各中学校の実態を考慮して各中学校長が設定する。

（業務）

第４条　学習支援室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 生徒の自主的な学習の支援に関すること。

(2) 生徒の社会的自立に向けての支援に関すること。

(3) 生徒の人間関係づくり、各所との連携づくり等の支援に関すること。

(4) その他各中学校長が必要と認める事項に関すること。

（専任職員の配置等）

第５条　生徒の学習支援室の利用に当たり、学習支援室専任職員（以下「専任職員」という。）を配置する。

２　専任職員は、学校教育、教育相談等に理解がある者の中から、桶川市教育委員会が任命する。

３　専任職員の従事時間及び服務は、桶川市会計年度任用職員に関する規則等に定めるところによる。

４　専任職員に対する報酬は、職務への従事につき、毎年度予算の範囲内

において支給する。

（専任職員の職務内容）

第６条　専任職員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 生徒への学習の支援を行うこと。

(2) 生徒の状況について、担任、学年主任、さわやか相談員及びスクールカウンセラーと情報共有を図ること。

(3) 関係会議に出席するとともに、関係機関及び関係者と連携を図ること。

(4) その他学習支援室の運営に関し必要な業務を行うこと。

（庶務）

第７条　学習支援室の庶務は、各中学校において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、学習支援室の運営及び専任職員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。